一関工業高等専門学校 学校食堂及び売店業務実施細目

一関工業高等専門学校 学校食堂及び売店業務実施細目

一関工業高等専門学校(以下「委託者」という。)学校食堂及び売店(以下「食堂等」という。)業務に係る実施細目を次のとおり定める。

1. 趣旨

委託者が設置する食堂等は、委託者の学生及び職員の福利厚生の一環として、安全、良質かつ低廉な飲食品及び購買品の提供等のため、食堂等の営業を業者(以下「受託者」という。)に行わせるものである。

食堂等の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

①営業日等

施設	営業日及び営業時間
学校食堂	一関高専カレンダーによる開校日(学生の休講日含む)
	午前11時30分から午後1時30分まで
売店	原則として一関高専カレンダーによる開校日(学生の休講日含
	む) 午前9時30分から午後5時まで

- ※夏季休業等長期休業期間中等の営業が困難な場合には、委託者と協議のうえ軽食、 アイスクリーム等の自動販売機等の設置による代替手段とすることができる。
- ② 営業日及び営業時間を変更する必要がある場合は、その都度委託者と受託者が協議して決定するものとし、受託者はその旨を1週間前までに食堂等の入口に掲示するとともに、委託者へ1部提出するものとする。

2 販売品目及び価格

①学校一般食堂の献立及び価格

主食、主菜、副菜、汁物等で構成する日替定食を、1食380円以下で昼食2種類以上提供すること。また、麺類(ラーメン(醤油、味噌、塩)、うどん、そば等)、丼物、カレーライス等を学生も利用しやすい価格で提供すること。その他、委託者と受託者が協議して決定するものとする。

②売店の販売品目及びサービス

食品,文房具,日用品,その他,委託者の要望する品目とし,市価と同等またはそれ 以下で販売すること。

- 3 衛生管理等
- ① 受託者は、業務従事者の、衛生管理及びサービスマナーについて必要に応じて研修会

に参加させる等、常に留意するものとする。

② 受託者は、監督官庁から立入検査、指導等があった場合には、速やかに委託者に報告するものとする。

また、受託者は、業務従事者に対し年1回以上の健康診断を行うほか、食品衛生法、 学校保健安全法等関連法令等により衛生管理に努め、概ね四半期毎に適正に実施されて いることを書面にて委託者に提出するものとする。

③ 受託者は、食堂ホール、厨房を常に清潔に保ち、防虫、防鼠に努めるとともに、厨芥の処理を速やかに行うものとする。

4. 名義の使用等

受託者は、食堂等の業務を行うための一切の商取引を、自らの名義で行うものとし、 委託者の名義を使用又は冠用してはならない。また、受託者は委託者の信用を損なうこ とをしてはならない。

5. 施設等の管理

- ① 食堂等の業務営業終了時には食堂等の施設,物品を点検のうえ,消灯及び施錠等を行うものとする。
- ② 受託者は、施設を第三者に貸与し、又は利用させ若しくは業務以外の目的に使用してはならない。
- ③ 受託者は、施設を修繕あるいは模様替しようとするとき、又は自ら新たに設備等を設置しようとするときは、予め委託者の承認を受けなければならない。

6. 業務従事者の管理

- ① 受託者は、その使用する者との雇用関係から生ずる一切の責に任ずるものとする。
- ② 受託者は、業務従事者の氏名、住所、生年月日等を記載した名簿を委託者に提出しなければならない。
- ③ 委託者は、受託者に対して保健衛生及び服務についての報告、又は改善を求めること ができる。

7. 経費の負担

- ① 業務を行うに必要な経費は受託者の負担とする。
- ② 受託者は、食堂等の使用部分にかかる光熱水費を、毎月委託者の指示する日までに委託者の指定するところに納付するものとする。
- ③ 受託者は、清掃、ごみ・残飯処分費(ごみ箱等含む)を負担するものとする。
- ④ 業務に伴う収益は、受託者に帰属する。
- 8. 損害賠償等

- ① 受託者は、食事の提供に起因する事由で食中毒、伝染病等が発生した場合や、死亡等の被害を与えた場合は、被害者等に対して誠意を持ってその損害を賠償すること。(生産物賠償責任保険に加入すること。)
- ② 受託者は、食堂等に勤務する従業員の労務管理及び飲食品等の提供に関する全ての結果に関し、その責に任ずるものとする。

9. その他

- ① 委託者がクラブ活動等の校内合宿等を認め、当該クラブ等の希望がある場合には、その合宿等期間中の食事提供について受託者と当該クラブ間で協議協力・対応し、その代金の支払いについては、受託者と当該クラブ等が決済するものとする。
- ② 学寮給食業務及び学校食堂業務双方の業務提携により、安全で安価な食事を提供すること。ただし、食材費等については明確に区分すること。
- ③ 受託者は毎月収支計算書を作成し、翌月30日までに委託者に報告すること。
- ④ この実施細目に定めのない事項又はこの実施細目の内容に変更又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者の間において協議のうえ定めるものとする。